

(工学部・工学研究科)

財団法人アジア国際交流奨学財団 2023 年度「川口静記念奨学生」候補者の募集

2022. 11. 1

1. 応募資格・・・次のすべてに該当する者

- 1) アジア国籍を有する私費留学生
- 2) 申請時に工学部・工学研究科に在籍する留学生で2023年4月に正規生として在籍する者、または在籍することが確定している者
- 3) 申請時の年齢が、大学院生35歳未満、学部生30歳未満の者
- 4) 他の奨学金を受けていない(受ける予定のない)者
- 5) 日本語能力証明として TOPJ 上級 C レベル以上の者 (JLPT、EJU 不可)

TOPJ C level as the Japanese ability is required to apply.
(JLPT and EJU are not acceptable.)

2. 支給額及び支給期間

博士後期課程：月額7万円 博士前期課程・学部生：月額6万円
2023 年 4 月から 1 年間支給

* 財団の一次選考を通ったものは二次選考(令和5年4月中旬、オンライン実施)を行う。

3. 提出書類

- 1) 奨学金申込書及び身上書(所定用紙・写真貼付)※日本語で自筆
- 2) 指導教授の推薦状(A4用紙 様式任意 PC 作成可)
- 3) 在学証明書(入学予定者は入学許可書の写し)
- 4) 成績証明書(現課程のものが無ければ、前課程のもの)
- 5) 在留カードの写し
- 6) 留学中の修学・研究計画書(A4用紙 様式任意 PC 作成可)
- 7) 官製葉書(返信用・住所氏名を記入。裏面は白紙)
- 8) 日本語能力証明書の写し(TOPJ C レベル以上)

※ 7)は大学から推薦が決定した場合に提出すること。

4. 申請書類の提出先 工学部・工学研究科教務課国際交流係

5. 締切日 2023 年 2 月 8(水)

2023 年度に他奨学金の受給が決定している者ならびに申請中(直接応募含む)の者については、原則として推薦対象外とします。

2023年度 川口静記念奨学生募集要項

アジア各国からの留学生（外国人用）

I 応募資格

- (1) 日本以外のアジア国籍を有し、アジア各国から日本に修学または研究のため来日し、大学院あるいは大学学部にて正規の学生として在籍しているもの。または在籍することが確定しているもの。
- (2) 大学院課程在籍者あるいは在籍が確定しているものの年齢は申請時35歳未満、学部にて在籍者あるいは在籍が確定しているものの年齢は申請時30歳未満とする。
- (3) 品行方正、学業優秀、身体強健であり、経済的援助を必要とするもの。
- (4) 学長あるいは指導教授の推薦があるもの。
- (5) 他から奨学金の給付を受けていないもの。
- (6) 日本語能力証明書としてTOPIJ上級Cレベル以上のもの。（JLPT・EJU不可）

II 奨学金の支給と停止

- (1) 奨学金は大学院博士レベル年額840,000円（月額70,000円）、大学院修士及び学部レベル年額720,000円（月額60,000円）とする。
- (2) 奨学金の給付は原則として令和5年4月より1年間あるいは令和5年9月より1年間とする。
- (3) 病気その他の事由により、修学または研究を継続する見込みのない場合。学業成績不良、指導教官などから修学又は研究の継続に不適当と認められた場合。当財団の定めた論文・レポートの提出期限を理由なく遅滞した場合。素行不良等により、当財団の名誉を傷つけたと認められた場合。又当該在籍の学校に（留学等々の理由であっても）ゼミ他授業に出席しない場合については奨学金の支給を停止する。
- (4) 年度途中の卒業については、卒業月の奨学金支給をするか否かの判断は個別案件とする。

III 選考の方法

- (1) 第1次：学業成績等、申請書類により選考をおこなう。
（第1次の可否は応募者全員に書面で通知する。又、合格者には第2次面接の案内通知をする、令和5年3月下旬予定）
- (2) 第2次：面接及び小論文にて選考をおこなう。
（面接日は令和5年4月中旬、オンラインにて）

IV 応募方法

- (1) 「奨学金申込書」及び「身上書」（財団所定のものを使用のこと）
- (2) 指導教授の「推薦状」1通（A4版の用紙）
- (3) 「在学証明書」（既に在学のもの）又は「入学許可書」（入学が確定しているもの）
- (4) 「学業成績書」（現課程のものが入手できない場合は前課程のものを添付する。
不可能な場合は、母国の成績書でもよい）
- (5) 「在留カードのコピー又は住民票」
- (6) 「留学中の修学・研究計画書」（A4版の用紙に修学・研究目標、スケジュール及び将来の計画などを日本語、英語のいずれかで書くこと）
- (7) 可否通知用の「官製葉書」一枚（応募者の現住所を表記のこと、裏面は白紙のもの）
- (8) 日本語能力証明書コピー

応募者は(1)については財団所定の用紙に所要事項を記載し、(2)～(8)の書類を添えて、大学の窓口を通じて簡易書留郵便にて、下記財団事務所宛に申し込むこと。

一般財団法人 アジア国際交流奨学財団

〒661-8690 尼崎北郵便局私書箱第77号

TEL(06)6493-6257

V 応募受付期間

令和5年1月20日(金)～令和5年2月24日(金)（最終日の消印のあるもの有効）

*応募書類は一切返却しない。

尚、渡日前奨学金については、別途メールにてお問い合わせ下さい。 info@chuken.org

アジア各国への留学生（日本人用）

I 応募資格

- (1) 日本の大学の学部あるいは大学院に在学中、もしくは大学卒業後6年未満で、申請時年齢満30才以下の身体強健な学習や研究に意欲を持ったもの。
- (2) 留学先の大学へ、正規の学部生、大学院生として受入許可の決定しているもの、又は在籍しているもの。
- (3) 学長あるいは指導教授の推薦があるもの。
- (4) 他から奨学金の給付を受けていないもの。
- (5) 実用中国語技能検定試験2級合格以上のもの。（留学先が中国語圏の場合）

II 奨学金の支給と停止

- (1) 奨学金は原則として年額480,000円（月額40,000円）とする。
- (2) 奨学金の給付は原則として令和5年9月より1年間とする。
- (3) 病気その他の事由により、修学または研究を継続する見込みのない場合。学業成績不良、指導教官などから修学又は研究の継続に不適当と認められた場合。当財団の定めた論文・レポートの提出期限を理由なく遅滞した場合。素行不良等により、当財団の名誉を傷つけたと認められた場合には、奨学金の支給を停止する。

III 選考の方法

- (1) 第1次：学業成績等、申請書類により選考をおこなう。
（第1次の可否は応募者全員に書面で通知する。又、合格者には第2次面接の案内通知をする、令和5年3月下旬予定）
- (2) 第2次：面接及び小論文にて選考をおこなう。
（面接日は令和5年4月中旬、会場は兵庫県尼崎市の予定、交通費は個人負担）

IV 応募方法

- (1) 「奨学金申込書」及び「身上書」（財団所定のものを使用のこと）
- (2) 学長あるいは指導教授の「推薦状」1通（A4版の用紙）
- (3) 「在学証明書」或いは「卒業証明書」
- (4) 「学業成績書」（現課程のものが入手できない場合は前課程のものを添付する）
- (5) 留学先の大学の留学受入れ「同意書」及び「許可書」もしくは受入れ承諾を証明するに足る書類。
- (6) 「留学目的・研究計画書」（A4版の用紙に修学・研究目標、スケジュール及び留学目的を書くこと）
- (7) 可否通知用の「官製葉書」一枚（応募者の現住所を表記のこと、裏面は白紙のもの）
- (8) 実用中国語技能検定試験成績コピー

応募者は(1)については財団所定の用紙に所要事項を記載し、(2)～(8)の書類を添えて、大学の窓口を通じて簡易書留郵便にて、下記財団事務所宛に申し込むこと。

*宛先は外国人用と同じ。

V 応募受付期間

*外国人用参照。

奨学金申込書

財団法人 アジア国際交流奨学財団 御中

貴財団奨学生募集要項に従い、
奨学金の支給を受けたく申し込みます。

上半身の近影を
貼付すること

フリ ガナ
姓 名

姓

名

年 月 日生

才 男・女

英文名

国籍

〒

現住所

電話

メール

母国住所

現在在籍中の学校名、または卒業校名

留学予定の学校名

推薦者（指導教授を含む）

姓 名

印

続柄

連絡先 住所

電話：

申込者署名

申込者
姓 名

	学 校 名 (所在地)	正規年数	入学・卒業年月	専 攻
高 校	()	年	入 年 月 卒 年 月	
大 学	()	年	入 年 月 卒 年 月	
大学院	()	年	入 年 月 卒 年 月	
大学院	()	年	入 年 月 卒 年 月	

勤 務 先	所 在 地	勤務内容・役職名	勤 務 期 間
			～
			～

学 校 名	所 在 地	期 間	年 数
		～	
		～	

*1ヶ月の平均収入

内訳	仕送り	()	円 (仕送り先: 家族・保証人・その他)
	アルバイト	()	円 (職種:)
	奨学金	()	円 (名称:)
			(受給期間: 年 月～ 年 月)
	その他	()	円 ()

*家賃負担月額

	円 (寮・下宿・アパート・借家・自宅・他)
--	-----------------------

*授業料年額

	円 (全額免除 ・ 一部免除 ・ 免除なし)
--	--------------------------

[illegible]

－奨学金申請時の心得について－

東北大学 教育・学生支援部 留学生課 国際教育係

2019.02.01

1 申請の前に

- ・募集要項をよく読み、資格を満たしているか確認してください。応募条件や支給内容だけでなく、採用後の義務なども確認してください。（認定式や交流会などへの出席は必須、財団により定期的な課題提出などもあります）
- ・申請に必要な書類が手元にあるか、必ず確認してください。特に前課程の成績証明書の不足が多いので注意してください。
- ・他の財団に大学推薦または直接応募により申請中の場合は、結果が未定でも新たに申請することは出来ません。（ただし、双方の奨学金が併給可の場合を除きます）
- ・財団によって選考方法が異なります。面接がある場合はあらかじめ交通費、場所、日時などを確認し、必ず出席できるようにしてください。

2 申請書類について

- ・継続申請の場合も、前回の内容をそのまま流用せず、新たに願書を作成してください。
- ・消えるボールペン（フリクション）は使用せず、必ず黒のボールペンで記入してください。
（消えるボールペンで書かれた書類は財団に提出できません）
- ・選考の際、申請書類によってあなたの印象は大きく左右されます。選考者（相手方）が読みやすいよう、丁寧な記載を心がけてください。
- ・書き損じた場合は修正液（テープ）や斜線での訂正はせず、新しく書き直しましょう。
- ・学部・研究科名等は省略せず、正式名称で記入してください。
- ・記入上の注意や指定には必ず目を通し、それに従って記入してください。
- ・相手方に失礼のないよう、記入欄の7～8割を目安に記入するようにしてください。
- ・すべて書き終えたら、記入漏れなどがないか必ず確認して下さい。特に記入することがない欄も、「なし（数字なら0）」等と記入して下さい。

※エクセルデータから出力する場合、すべての文字が切れずに枠内に収まっているか確認してください。

3 その他

- ・応募条件や申請書の書き方など、分からないことがあった場合は所属部局の奨学金担当係に問い合わせてください。個人で財団へ直接問い合わせはしないこと。
- ・総長特別奨学生や授業料も支給される奨学金に採用された場合など、支給期間中の授業料免除申請が出来ない場合があります。必ずあらかじめ所属部局の奨学金担当係に確認してください。
- ・大学を通さず直接応募または継続受給の申請等を行う場合は、必ず前もってその旨を所属部局の奨学金担当係に連絡してください。